

令和6年4月度栗東市教育委員会定例会

令和6年4月25日(木)

15時00分から

於：4階第1委員会室

日程 1 開 会 宣 言

日程 2 市民憲章唱和

日程 3 議 案

議案第1号 専決処分事項の報告について

(専決処分第1号) 栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 専決処分事項の報告について

(専決処分第2号) 栗東市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

日程 4 教 育 長 報 告

教育長公務状況について

日程 5 報 告 事 項

①各課(館・所)の4月度事業進捗状況について

②児童生徒数について

③令和6年度 幼稚園・保育所・こども園入園申込等の状況について【資料1】

日程 6 そ の 他

①各課からの報告事項について

・令和6年度生涯学習講座冊子

・栗東自然観察の森年間スケジュール

②5月度教育委員会定例会日程について

定例会 5月30日(木) 13時30分～

日程 7 閉 会 宣 言

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

(昭和52年1月1日制定・平成13年10月1日市制施行に伴い改正)

議案第 1 号

専決処分事項の報告について

次の事項について緊急に処理する必要があったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 29 年 栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

記

専決処分第 1 号 栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について

令和 6 年 4 月 25 日 提出

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

専決処分第 1 号

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について

次のとおり栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和 5 4 年栗東町教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則については、緊急に処理する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（昭和 2 9 年栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

栗東市教育委員会教育長 安 土 憲 彦

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和54年栗東町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「人権・同和教育指導係」を「人権教育指導係」に改め、「人権教育課」、「社会人権・同和教育係」、「同和教育指導係」、「就学前人権・同和教育係」を削り、「生涯学習推進係」を「生涯学習係」に改め、「競技運営係」の右に、「宿泊輸送係」を加える。

第6条第4号中「イ きらりフル事業に関すること。」を「イ ICT活用による学習効果の評価に関すること。」に改める。

第6条第5号中「人権・同和教指導育係」を「人権教育指導係」に改め、同号中アの「学校、園人権・同和教育」を「学校、園人権教育」に改め、「キ 人権関係団体との連携に関すること。」を加える。

第6条第6号中オの「人権・同和教育の推進」を「人権教育推進」に改める。

第7条を削る。

第8条第1号中「生涯学習推進係」を「生涯学習係」に改め、「人権同和学习」を「人権学習」に改める。

第8条第2号中「人権同和学习」を「人権学習」に改め、同条を第7条として、第9条を第8条とする。

第10条に次の号を加え、同条を第9条とする。

(3) 宿泊輸送係

ア 宿泊輸送計画に関すること。

イ 宿泊に関すること。

ウ 輸送交通に関すること。

エ 医事衛生に関すること。

オ 警備・消防防災に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栗東市教育委員会の事務局の組織に関する規則新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 (略) (部、課及び係の設置) 第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 総務係 施設係 学校教育課 学務係 指導第1係 指導第2係 指導第3係 <u>人権教育指導係</u> 児童生徒支援室 人権教育課 <u>社会人権・同和教育係</u> <u>同和教育指導係</u> <u>就学前人権・同和教育係</u>	(趣旨) 第1条 (略) (部、課及び係の設置) 第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 総務係 施設係 学校教育課 学務係 指導第1係 指導第2係 指導第3係 <u>人権教育指導係</u> 児童生徒支援室
教育係 生涯学習課 生涯学習推進係 青少年教育係 スポーツ・文化振興課 文化財保護係 スポーツ・文化振興係 国スポ・障スポ推進課 総務企画係 競技運営係 (職の設置) 第3条 (略) (職務) 第4条 (略) (課の分掌事務) 第5条 (略) 第6条 (1) (2) (3) (略) (4) 指導第3係	生涯学習課 生涯学習係 青少年教育係 スポーツ・文化振興課 文化財保護係 スポーツ・文化振興係 国スポ・障スポ推進課 総務企画係 競技運営係 <u>宿泊輸送係</u> (職の設置) 第3条 (略) (職務) 第4条 (略) (課の分掌事務) 第5条 (略) 第6条 (1) (2) (3) (略) (4) 指導第3係

- ア 情報教育・プログラミング教育に関すること。
- イ きらりフル事業に関すること。
- ウ GIGAスクール構想運営・管理事業に関すること。
- エ 学校ICT環境整備関係に関すること。
- オ 校務用端末に関すること。
- カ プロジェクター・タブレットPCの運営・管理事業に関すること。
- (5) 人権・同和教育指導係
- ア 学校、園人権・同和教育推進に関すること。
- イ 教職員の研修に関すること。
- ウ 進路保障に関すること。
- エ 関係機関との連携に関すること。
- オ 学校における差別事件（事象）の調査及び指導啓発に関すること。
- カ 栗東市人権教育研究大会に関すること。
- (6) 指導・研修係
- ア 教育課程及びその指導に関すること。
- イ 幼稚園経営管理及び運営の指導に関すること。
- ウ 幼稚園教諭の研修に関すること。
- エ 各幼稚園の連絡強制に関すること。
- オ 就学前における人権・同和教育の推進に関すること。
- カ その他幼稚園教育の指導に関すること。
- キ 保育料に関すること。
- (7) (略)

第7条 人権教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 社会人権・同和教育係

- ア 情報教育・プログラミング教育に関すること。
- イ ICT活用による学習効果の評価に関すること。
- ウ GIGAスクール構想運営・管理事業に関すること。
- エ 学校ICT環境整備関係に関すること。
- オ 校務用端末に関すること。
- カ プロジェクター・タブレットPCの運営・管理事業に関すること。
- (5) 人権 教育指導係
- ア 学校、園人権 教育推進に関すること。
- イ 教職員の研修に関すること。
- ウ 進路保障に関すること。
- エ 関係機関との連携に関すること。
- オ 学校における差別事件（事象）の調査及び指導啓発に関すること。
- カ 栗東市人権教育研究大会に関すること。
- キ 人権団体との連携に関すること。
- (6) 指導・研修係
- ア 教育課程及びその指導に関すること。
- イ 幼稚園経営管理及び運営の指導に関すること。
- ウ 幼稚園教諭の研修に関すること。
- エ 各幼稚園の連絡強制に関すること。
- オ 就学前における人権 教育 推進に関すること。
- カ その他幼稚園教育の指導に関すること。
- キ 保育料に関すること。
- (7) (略)

- ア 「人権教育のための世界計画」の推進に関すること。
- イ 人権教育地域ネット事業に関すること。
- ウ 人権教育研究大会に関すること。
- エ 社会同和教育の推進に関すること。
- オ 人権・同和教育の総合企画、立案、進行管理及び助言に関すること。
- カ 人権・同和教育に関する情報紙誌、資料等に関すること。
- キ 課の庶務、文書收受、予算執行に関すること。
- ク 関係団体による人権・同和教育の住民啓発活動に係る振興及び援助に関すること。
- ケ 栗東市社会同和教育啓発講師団に関すること。

(2) 同和教育指導係

- ア 同和教育の指導及び助言に関すること。
- イ 栗東市同和教育推進委員会に関すること。
- ウ 対象地域及び周辺地域の教育活動及び文化振興に関すること。
- エ 差別事件（事象）の調査及び指導啓発に関すること。
- オ 栗東市修学奨励助成金給付に関すること。

(3) 就学前人権・同和教育係

- ア 就学前人権・同和教育の推進に関すること。

第8条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習推進係

- ア 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関すること。
- イ 生涯学習都市宣言の振興に関すること。
- ウ 生涯学習及び社会教育の推進に関すること。
- エ 市民憲章の普及及び推進に関すること。

第7条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習係

- ア 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関すること。
- イ 生涯学習都市宣言の振興に関すること。
- ウ 生涯学習及び社会教育の推進に関すること。
- エ 市民憲章の普及及び推進に関すること。

オ 社会教育委員に関すること。

カ 自然観察の森との連絡調整に関すること。

キ 学習支援センターの維持管理に関すること。

ク 社会教育関係団体の活動支援に関すること。

ケ 社会教育における人権同和学習の推進に関すること。

(2) 青少年教育係

ア 青少年教育に係る施策の企画及び調整に関すること。

イ 青少年問題協議会に関すること。

ウ 社会を明るくする運動に関すること。

エ 子ども読書活動推進計画に関すること。

オ 成人式に関すること。

カ 自然体験学習センターに関すること。

キ 少年センターとの連絡調整に関すること。

ク 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。

ケ 青少年における人権同和学習の推進に関すること。

第9条 (略)

第10条 (1) (2) (略)

オ 社会教育委員に関すること。

カ 自然観察の森との連絡調整に関すること。

キ 学習支援センターの維持管理に関すること。

ク 社会教育関係団体の活動支援に関すること。

ケ 社会教育における人権____学習の推進に関すること。

(2) 青少年教育係

ア 青少年教育に係る施策の企画及び調整に関すること。

イ 青少年問題協議会に関すること。

ウ 社会を明るくする運動に関すること。

エ 子ども読書活動推進計画に関すること。

オ 成人式に関すること。

カ 自然体験学習センターに関すること。

キ 少年センターとの連絡調整に関すること。

ク 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。

ケ 青少年における人権____学習の推進に関すること。

第8条 (略)

第9条 (1) (2) (略)

(3) 宿泊輸送係

ア 宿泊輸送係計画に関すること。

イ 宿泊に関すること。

ウ 輸送交通に関すること。

エ 医事衛生に関すること。

オ 警備・消防防災に関すること。

議案第 2 号

専決処分事項の報告について

次の事項について緊急に処理する必要があったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 29 年 栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

記

専決処分第 2 号 栗東市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

令和 6 年 4 月 25 日 提出

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

専決処分第 2 号

栗東市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

次のとおり栗東市教育委員会事務処理規程（昭和 5 1 年栗東町教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を改正する訓令については、緊急に処理する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（昭和 2 9 年栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

栗東市教育委員会教育長 安 土 憲 彦

栗東市教育委員会事務処理規定の一部を改正する訓令

栗東市教育委員会事務処理規定（昭和 5 1 年栗東町教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）共通決裁事項を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

（1） 共通決裁事項

事務 の種 類	事務	項目	決裁権者			合議先	備考
			教 育 長	部 長	課 長		
1 事 務 の 管 理	1 方針及び計画	（1） 教育委員会の基本方針及び基本計画並びにこれらに基づく実施計画の策定	○			教育総務課長 政策推進部長 （地方創生企画課長）	
		（2） 教育委員会の事務の処理方針及び計画の決定		○			
		（3） 課の事務の処理方針及び計画の決定			○		
		（4） 係の事務の処理方針及び計画の決定			○		
	2 事務の進行管理	（1） 教育委員会の事務の進行管理		○			
		（2） 課の事務の進行管理			○		
	3 教育委員会の予算及び決算	（1） 予算の見積書、説明書等の作成及び提出		○			
		（2） 予算執行計画書			○		

	(変更) 調書等の作成 及び提出				
	(3) 歳出予算の流用				別表第2
	(4) 予備費の充当申請		○		
4 市議会の議決、承認、 認定若しくは同意又は 市議会への報告を要する 事項の決定		○		教育総務課長 総務部長（総務課長） 総務部長（財政課長）	総務部長（財政課長） の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。
5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条及び第180条の規定による専決処分の決定		○		教育総務課長 総務部長（総務課長） （財政課長）	総務部長（財政課長） の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うもの財産の取得若しくは処分、契約を伴うもの又は自動車事故の損害賠償を伴うものに限る。
6 規則、訓令及び要綱 の制定又は改廃	(1) 制定、改正（次号のものを除く。）及び廃止	○		教育総務課長 総務部長（財政課長）	総務部長（財政課長） の合議は、予算（将来の財

						政負担を含む。)を伴うものに限る。
		(2) 要綱改正で軽易なもの		○		
7	事務の処理基準、要領、手続等の決定	(1) 重要なもの		○		
		(2) その他のもの			○	
8	情報システムの利用による事務処理の決定	(1) 情報システムの導入決定 ア 重要なもの イ その他のもの		○	政策推進部長 (情報政策課長)	
		(2) 情報システムのネットワーク接続の決定及び変更 ア 重要なもの イ その他のもの		○	政策推進部長 (情報政策課長)	
		(3) 情報システム機器及びOA機器の導入決定 ア 重要なもの イ その他のもの		○	政策推進部長 (情報政策課長)	
2	1 国、県等に対する意見書、要望書等の提出	(1) 重要なもの		○	教育総務課長 政策推進部長	

務 の 執 行	及び許認可の申請、副 申又は進達				(政策調整課 長)	
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 政策調整課長	
	2 国、県、市町村その 他の公共団体及び関係 団体等との協議	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 政策推進部長 (政策調整課 長)	
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 政策調整課長	
	3 陳情、請願等の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 政策推進部長 (政策調整課 長) 総務部長 (財政課長) 市民部長 (自治振興課 長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものに限る。 市民部長 (自治振興課 長)の合議は、 自治会要望に 限る。
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 政策調整課長 財政課長 自治振興課長	財政課長の合 議は、予算(将 来の財政負担 を含む。)を 伴うものに限 る。 自治振興課長

						の合議は、自治会要望に限る。
4 附属機関等に対する 諮問	(1) 重要なもの	○				
	(2) その他のもの		○			
5 儀式の決定及び国県 等の表彰に係る推薦 (職員を除く。)	(1) 重要なもの	○			教育総務課長 市長公室長(秘書 広聴課長)	
	(2) その他のもの		○			
6 法的紛争に関する処 理	(1) 訴訟の遂行方針 における基本事項の決 定	○			教育総務課長 総務部長(総務 課長)	
	(2) 調停の申立て	○			教育総務課長 総務部長(総務 課長)	
	(3) 仮差押、仮処分 及び支払命令の申立て ア 重要なもの	○			教育総務課長 総務部長(総務 課長)	
	イ その他のもの		○		教育総務課長 総務課長	
	(4) 証人、参考人等 として裁判所へ出頭す ることの決定	○			教育総務課長 総務部長(人事 課長)	
7 関係法令等の違反者 に対する処分及び告発 の決定	(1) 重要なもの	○			教育総務課長 総務部長(人事 課長)	総務部長(人事 課長)の合 議は、告発の 場合に限る。

	(2) その他のもの	○		教育総務課長 人事課長	人事課長の合 議は、告発の 場合に限る。
8 審査請求等の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長（総務 課長）	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 総務課長	
9 債務保証、損失補償 （不動産の買収に伴う ものを除く。）の処理 及び損害賠償の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 （財政課長）	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	
10 行事、会議、説明 会及び講習会（懇談会 等を含む。）の開催、 共催及び後援の決定	(1) 重要なもの	○		教育総務課長	教育総務課長 の合議は、後 援の場合に限 る。
	(2) その他のもの		○	教育総務課長	教育総務課長 の合議は、後 援の場合に限 る。
11 業務（工事を除 く。）の委託の決定（予 定価格の決定並びに入 札参加者及び随意契約 の相手方の決定を含 む。）及び契約の締結				総務部長 （財政課長）	別表第2
12 業務の受託の決定 及び契約の締結	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長	

				(財政課長)	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	
1 3 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理	(1) 重要なもの		○		
	(2) その他のもの		○		
1 4 許可証等の交付の決定			○		
1 5 協定の締結及び覚書の交換	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	財政課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。
1 6 統計及び調査の実施、資料の収集、作成、提出、提供及び配布並びに刊行物の発行	(1) 重要なもの		○		
	(2) その他のもの		○		
1 7 告示、公告	(1) 重要なもの	○		教育総務課長	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長	
1 8 広報への掲載	(1) 重要なもの	○		政策推進部長 (広報課長)	

		(2) その他のもの		○	広報課長	
	19 事務的な照会、回答依頼等	(1) 重要なもの		○		
		(2) その他のもの		○		
	20 各課所管の自動車の運行管理			○		
	21 公印の管理			○		
	22 寄附金及び寄附物品の受領並びにその処分の決定				総務部長 (財政課長)	別表第2
3 組 織 及 び 人 事	1 組織管理	(1) 教育委員会の組織並びに部内の各職位の権限及び職員の定数に関する意見の具申		○	教育総務課長	
		(2) 所管部門の各職位の事務分担の調整 ア 課長の事務分担の調整 イ 課員の事務分担の調整		○ ○		
	2 人事管理	(1) 所管部門の職員数についての意見具申		○	教育総務課長	
		(2) 附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼並びに任免 ア 附属機関 イ その他のもの	○ ○		教育総務課長 教育総務課長	
		(3) 国、県その他の公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦				

	及び就任の承認				
	ア 重要なもの	○			教育総務課長
	イ その他のもの		○		教育総務課長
	(4) 内部連絡調整機 関の委員、幹事等の任 免		○		総務部長（人事 課長）
	(5) 非常勤職員の任 免	○			教育総務課長
	(6) 会計年度任用職 員の雇用及び解雇		○		教育総務課長 総務部長（人事 課長）
	(7) 法令に基づき設 置を義務付けられてい る管理者、責任者等の 選任及び解任の決定		○		総務部長（人事 課長）
	(8) 所属職員の職場 研修計画の決定及び実 施			○	
	(9) 派遣研修 ア 期間が３０日以上 の研修、講習等への 参加決定 (ア) 課長相当職 位以上の役付職位 (イ) (ア) に掲 げる職位以外の役 付職位及び一般職 員 イ 期間が３０日未満	○			総務部長（人事 課長） 総務課長

	の研修、講習等への参加決定 (ア) 課長相当職位以上の役付職位 (イ) (ア)に掲げる職位以外の役付職位及び一般職員		○	総務部長 (人事課長)	
	(10) 資格取得に係る講習等への参加の決定(対象となる講習等について、業務担当主管課でないものに参加する場合を除く。)		○	人事課長	
3 服務	(1) 年次有給休暇及び特別休暇(夏季厚生休暇に限る。)の承認 ア 部長相当職位 イ 課長相当職位 ウ ア及びイに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職員	○	○	○	
	(2) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令		○		
	(3) 所属職員の勤務時間休憩時間の割振り		○		
	(4) 服務に関する諸届の受理				

		ア 部長相当職位	○			
		イ 課長相当職位		○		
		ウ ア及びイに掲げる 職位以外の役付職位 並びに一般職員			○	
	(5) 旅行（エ以外の 市内旅行を除く。）の 命令及び依頼並びにそ の復命の受理				教育総務課長 財政課長	教育総務課長 並びに財政課 長の合議は、 宿泊を伴う旅 行に限る。
	ア 部長相当職位の旅 行の命令及びその復 命の受理	○				
	イ 課長相当職位並び に附属機関の委員等 の旅行の命令及びそ の復命の受理			○		
	ウ ア及びイに掲げる 職位以外の役付職位 並びに一般職				○	
	エ 附属機関の委員等 職員以外の者の旅行 の依頼及びその復命 の受理				○	
	(6) 海外出張の命令 及びその復命の受理	○			総務部長（人事 課長）	総務部長（総 務課長）の合 議は、出張の 命令に限る。
	(7) 育児休業の承認			○	総務部長（人事 課長）	

4	文 書 管 理 等		(8) 介護休暇の許可	○	総務部長(人事課長)	
			(9) 組合休暇の許可	○	総務部長(人事課長)	
		1 栗東市情報公開条例 (平成12年栗東町条例第4号)に基づく情報の公開請求に対する決定	(1) 特に重要なもの	○	教育総務課長 総務部長(総務課長)	
			(2) 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長(総務課長)	
			(3) その他のもの	○	教育総務課長 総務課長	
		2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求に対する決定	(1) 特に重要なもの	○	教育総務課長 総務部長(総務課長)	
			(2) 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長(総務課長)	
			(3) その他のもの	○	教育総務課長 総務課長	
		3 収受文書の処理方針及び処理期限の決定		○		
		4 文書の保存期間の決定		○		
		5 保存文書の引継ぎの決定		○		
		6 保存文書の廃棄及び処分の決定		○		
		7 公印の使用承認		○		

	8 印刷物見積徴収の依頼			○		
5 財 産 管 理	1 不動産の買収及びこれに伴う損失補償の決定				教育総務課長 総務部長 (財政課長)	別表第2
	2 教育財産の無償による取得及び借受けの決定		○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
	3 不動産の借受けの決定				教育総務課長 総務部長 (財政課長)	別表第2
	4 教育財産の目的外使用の許可（使用料の決定を含む。）、教育財産の用途廃止及び用途変更の決定	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	
	5 教育財産の所管・所属替えの決定		○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
	6 教育の施設（附帯設備等を含む。）の使用許可及び許可の取消し	(1) 重要又は異例なもの		○		
		(2) 定例によるもの			○	
	7 教育施設での寄附募集、広告物の掲示等の許可及び取締り			○		
	8 教育財産の貸付の決定		○			
	9 市有地と隣接地との境界の確定			○	関係課	

6 工 事 の 施 工 等	1 事業要望地区（事業 箇所施工箇所）の選定 （決定）	（１） 主要事業に係る もの	○		政策推進部長 （政策調整課 長） 総務部長（財政 課長）	
		（２） その他のもの		○	政策調整課長 財政課長	
	2 事業計画の認可（事 業採択）についての国 への申請		○		政策推進部長 （政策調整課 長） 総務部長（財政 課長）	
	3 工事の設計内容及び 施工の決定（工事の設 計変更を含む。）					別表第 2
	4 工事に係る業務（内 容の変更を含む。）の 委託の決定（予定価格 の決定並びに入札参加 者及び随意契約の相手 方の決定を含む。）					別表第 2
	5 工事の起工の決定					別表第 2
	6 材料の検査、コンク リート及び鉄筋の強度 試験並びに機械類、ボ イラー、水そう、油そ う等の検査結果の確認			○		
	7 工事に係る各種届出 の受理等			○		

	8 随意契約の相手方の決定					別表第 2
	9 変更契約の決定					別表第 2
	10 工事の期間の変更の決定					別表第 2
	11 業務担当課に対する工事等の施工の依頼及び受諾の決定			○		
	12 検査復命の確認					別表第 2
7 経 費 の 支 弁	1 負担金（会議、研修等の参加負担金を除く。）、補助金、交付金、貸付金の交付、貸付け若しくは支出の決定若しくは取消し又は返還命令等及び補助事業等の実績報告の受理				総務部長 (財政課長)	別表第 2
	2 扶助費の支出の決定			○		
	3 寄附金の支出の決定		○		総務部長 (財政課長)	
	4 投資金、出資金及び預託金の支出の決定 (契約の締結及び覚書の交換を含む。)			○	総務部長 (財政課長)	
	5 支出、戻入及び振替の命令並びに資金前渡、概算払及び前金払の精算の命令			○		
	6 収入金の過誤納金の			○		

	還付及び過誤還付加算 金の支出の決定					
	7 その他の経費の支出 の決定					別表第 2
8	1 収入・調定					別表第 2
収	2 不納欠損処分決定		○		総務部長 (財政課長)	
入	3 減免、納期限の変更、 徴収猶予及び還付の決 定	(1) 法令、条例、規 則、要綱等に明記され ていないもの		○	総務部長 (財政課長)	
関		(2) 法令、条例、規 則、要綱等に明記され ているもの		○		
係	4 徴収の決定（調定、 賦課及び更正の決定を 含む。）			○		
	5 滞納処分の決定（市 税に係るものを除く。）			○		
	6 負担金、補助金、交 付金、措置費等の国又 は県に対する交付申請 及び交付請求の決定	(1) 交付申請		○		100万円未 満の場合は、 課長とする。
		(2) 交付請求		○		
	7 入札保証金及び契約 保証金の減免の決定			○	財政課長	
	8 過誤納金の還付・充 当（相殺を含む。）の 決定			○		
	9 納入通知書の発行及 び納入通知書又は督促			○		

	状等の公示送達					
10	督促状の発行			○		

別表第1（2）個別決裁事項の表学校教育課の部に次の2項を加える。

6	社会同和教育推進員の委嘱に関する事務	（1）社会同和教育推進員の委嘱	○			
7	教職員の研修に関する事務	（2）人権教育研修の決定		○		

同表人権教育課の部を削る。

別表第2に備考を次のように加える。

備考 幼稚園所管課が幼稚園に係るものを補助執行する場合における審査区分蘭の適用は、3万円未満

とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

現行		改正案			
(目的) 第1条 (略) (代決) 第2条 (略) (代決書類の校閲) 第3条 (略) (専決) 第4条 (略) (公文の記名) 第5条 (略) (押印) 第6条 (略) (公印の取扱い) 第7条 (略) (その他) 第8条 (略)		(目的) 第1条 (略) (代決) 第2条 (略) (代決書類の校閲) 第3条 (略) (専決) 第4条 (略) (公文の記名) 第5条 (略) (押印) 第6条 (略) (公印の取扱い) 第7条 (略) (その他) 第8条 (略)			
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)			
(1) 共通決裁事項		(1) 共通決裁事項			
事務の種類の項	事務	項目	決裁権者 教育部長 課長	合議先	備考
1 事務の管理	1 方針及び計画	(1) 教育委員会の基本方針及び基本計画並びにこれらに基づく実施計画の策定	○	教育総務課長 政策推進部長 (地方創生企画課長)	
		(2) 教育委員会の事務の処理方針及び計画の決定	○		
		(3) 課の事務の処理方針	○		

	針及び計画の決定 (4) 係の事務の処理方針及び計画の決定				
2 事務の進行管理	(1) 教育委員会の事務の進行管理	○			
	(2) 課の事務の進行管理	○			
3 教育委員会の予算及び決算	(1) 予算の見積書、説明書等の作成及び提出	○			
	(2) 予算執行計画書(変更) 調書等の作成及び提出	○			
	(3) 歳出予算の流用				別表第2
	(4) 予備費の充当申請	○			
4 市議会の議決、承認、認定若しくは同意又は市議会への報告を要する事項の決定	教育総務課長 総務部長(総務課長) 市民財政部長(財政課長)	○			市民財政部長 (財政課長)の 合議は、予算 (将来の財政 負担を含む。)を 伴うものに 限る。
5 地方自治法(昭和22 年法律第67号)第17 9条及び第180条の 規定による専決処分の 決定	教育総務課長 総務部長(総務課長) 市民財政部長 (財政課長)(契負担を含む。) 約・管財課長	○			市民財政部長 (財政課長)の 合議は、予算 (将来の財政 負担を含む。)を 伴うものに 限る。 市民財政部長 (契約・管財課 長)の合議は、 財産の取得若 しくは処分、契

	針及び計画の決定 (4) 係の事務の処理方針及び計画の決定				
2 事務の進行管理	(1) 教育委員会の事務の進行管理	○			
	(2) 課の事務の進行管理	○			
3 教育委員会の予算及び決算	(1) 予算の見積書、説明書等の作成及び提出	○			
	(2) 予算執行計画書(変更) 調書等の作成及び提出	○			
	(3) 歳出予算の流用				別表第2
	(4) 予備費の充当申請	○			
4 市議会の議決、承認、認定若しくは同意又は市議会への報告を要する事項の決定	教育総務課長 総務部長(総務課長) 総務部長(財政課長) 総務部長(将来の財政負担を含む。を伴うものに限る。)	○			教育総務課長 総務部長(総務課長) の合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものに限る。
5 地方自治法(昭和22 年法律第67号)第17 9条及び第180条の 規定による専決処分の 決定	教育総務課長 総務部長 (総務課長) (財政課長) 財政負担を含む。を伴うものの財産の取得若しくは処分、契約を伴うもの又は自動車事故の損害賠償を伴う	○			教育総務課長 総務部長 (総務課長) (財政課長) の合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものの財産の取 得若しくは処 分、契約を伴 うもの又は自 動車事故の損 害賠償を伴う

						約を伴うもの 又は自動車事 故の損害賠償 を伴うものに 限る。
6 規則、訓令及び要綱の 制定又は改廃	教育総務課長 市民財政部長 (財政課長)	市民財政部長 (財政課長)の 合議は、予算 (将来の財政 負担を含む。)を 伴うものに 限る。	○	(1) 制定、改正(次号 のものを除く。)及び廃 止		
			○	(2) 要綱改正で輕易な もの		
7 事務の処理基準、要 領、手続等の決定			○	(1) 重要なもの		
			○	(2) その他のもの		
8 情報システムの利用 による事務処理の決定	総務部長(情報 政策課長)		○	(1) 情報システムの導 入決定 ア 重要なもの イ その他のもの		
			○			
	総務部長(情報 政策課長)		○	(2) 情報システムの ネットワーク接続の決 定及び変更 ア 重要なもの イ その他のもの		
			○			
	総務部長(情報 政策課長)		○	(3) 情報システム機器 及びOA機器の導入決定 ア 重要なもの		
			○			
	総務部長(情報 政策課長)		○			

						ものに限る。
6 規則、訓令及び要綱の 制定又は改廃	教育総務課長 総務部長 (財政課長)	総務部長 (財政課長)の 合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものに限る。	○	(1) 制定、改正(次号 のものを除く。)及び廃 止		
			○	(2) 要綱改正で輕易な もの		
7 事務の処理基準、要 領、手続等の決定			○	(1) 重要なもの		
			○	(2) その他のもの		
8 情報システムの利用 による事務処理の決定	政策推進部長 (情報政策課 長)		○	(1) 情報システムの導 入決定 ア 重要なもの イ その他のもの		
			○			
	情報政策課長		○	(2) 情報システムの ネットワーク接続の決 定及び変更 ア 重要なもの		
			○			
	政策推進部長 (情報政策課 長)		○	イ その他のもの		
			○	(3) 情報システム機器 及びOA機器の導入決定 ア 重要なもの		
			○			
	政策推進部長 (情報政策課 長)		○			

		イ その他のもの	○ 情報政策課長	
2 事務の執行	1 国、県等に対する意見書、要望書等の提出及び許可の申請、副申又は進達	(1) 重要なもの	○ 教育総務課長 市長公室長（元 気創造政策課 長）	
		(2) その他のもの	○ 教育総務課長 元気創造政策課 長	
	2 国、県、市町村その他の公共団体及び関係団体等との協議	(1) 重要なもの	○ 教育総務課長 市長公室長（元 気創造政策課 長）	
		(2) その他のもの	○ 教育総務課長 元気創造政策課 長	
3 陳情、請願等の処理		(1) 重要なもの	○ 教育総務課長 市長公室長（元 気創造政策課 長） 市民財政部長（元 自治振興課長）	市民財政部長（財政課長）の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに 限る。
			市民財政部長（自治振興課長）の合議は、自治会要望に限る。	
		(2) その他のもの	○ 教育総務課長 元気創造政策課 長 財政課長 自治振興課長	財政課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに 限る。

		イ その他のもの	○ 情報政策課長	
2 事務の執行	1 国、県等に対する意見書、要望書等の提出及び許可の申請、副申又は進達	(1) 重要なもの	○ 教育総務課長 政策推進部長 （政策調整課 長）	教育総務課長（財政課長）の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに 限る。
		(2) その他のもの	○ 教育総務課長 政策調整課長	
	2 国、県、市町村その他の公共団体及び関係団体等との協議	(1) 重要なもの	○ 教育総務課長 政策推進部長 （政策調整課 長）	教育総務課長（財政課長）の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに 限る。
		(2) その他のもの	○ 教育総務課長 政策調整課長	
3 陳情、請願等の処理		(1) 重要なもの	○ 教育総務課長 政策推進部長 （政策調整課 長） 総務部長 （財政課長） 市民部長 （自治振興課 長）	総務部長（財政課長）の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに 限る。
		(2) その他のもの	○ 教育総務課長 政策調整課長 財政課長 自治振興課長	財政課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに 限る。

		自治振興課長の 会議は、自治 会要望に限る。			
4 附属機関等に対する 諮問	(1) 重要なもの	○			
	(2) その他のもの	○			
5 儀式の決定及び国県 等の表彰に係る推薦（職 員を除く。）	(1) 重要なもの	○	教育総務課長 市長公室長（総 務広報課長）		
	(2) その他のもの	○			
6 法的紛争に関する処 理	(1) 訴訟の遂行方針に おける基本事項の決定	○	教育総務課長 総務部長（総務 課長）		
	(2) 調停の申立て	○	教育総務課長 総務部長（総務 課長）		
	(3) 仮差押、仮処分及 び支払命令の申立て ア 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（総務 課長）		
	イ その他のもの	○	教育総務課長 総務課長		
	(4) 証人、参考人等と して裁判所へ出頭する ことの決定	○	教育総務課長 総務部長（人事 課長）		
7 関係法令等の違反者 に対する処分及び告発 の決定	(1) 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（人事 課長）		総務部長（人 事課長）の合 議は、告発の 場合に限る。
	(2) その他のもの	○	教育総務課長 総務課長		人事課長の合 議は、告発の 場合に限る。
8 審査請求等の処理	(1) 重要なもの	○	教育総務課長		

		自治振興課長の 会議は、自治 会要望に限る。			
4 附属機関等に対する 諮問	(1) 重要なもの	○			
	(2) その他のもの	○			
5 儀式の決定及び国県 等の表彰に係る推薦（職 員を除く。）	(1) 重要なもの	○	教育総務課長 市長公室長（総 務広報課長）		
	(2) その他のもの	○			
6 法的紛争に関する処 理	(1) 訴訟の遂行方針に おける基本事項の決定	○	教育総務課長 総務部長（総務 課長）		
	(2) 調停の申立て	○	教育総務課長 総務部長（総務 課長）		
	(3) 仮差押、仮処分及 び支払命令の申立て ア 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（総務 課長）		
	イ その他のもの	○	教育総務課長 総務課長		
	(4) 証人、参考人等と して裁判所へ出頭する ことの決定	○	教育総務課長 総務部長（人事 課長）		
7 関係法令等の違反者 に対する処分及び告発 の決定	(1) 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（人事 課長）		総務部長（人 事課長）の合 議は、告発の 場合に限る。
	(2) その他のもの	○	教育総務課長 人事課長		人事課長の合 議は、告発の 場合に限る。
8 審査請求等の処理	(1) 重要なもの	○	教育総務課長		

				総務部長（総務課長）	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 総務課長	
9 債務保証、損失補償（不動産の買収に伴うものを除く。）の処理及び損害賠償の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 （財政課長）	
	(2) その他のもの	○		教育総務課長 財政課長	
10 行事、会議、説明会及び講習会（懇談会等を含む。）の開催、共催及び後援の決定	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 教育総務課長 の合議は、後援の場合に限る。	
	(2) その他のもの	○		教育総務課長 教育総務課長 の合議は、後援の場合に限る。	
11 業務（工事を除く。）の委託の決定（予定価格の決定並びに入札参加者及び随意契約の相手方の決定を含む。）及び契約の締結				総務部長 （財政課長）	別表第2
12 業務の受託の決定及び契約の締結	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 （財政課長）	
	(2) その他のもの	○		教育総務課長 財政課長	
13 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理	(1) 重要なもの	○			
	(2) その他のもの	○			
14 許可証等の交付の			○		

				総務部長（総務課長）	
	(2) その他のもの	○		教育総務課長 総務課長	
9 債務保証、損失補償（不動産の買収に伴うものを除く。）の処理及び損害賠償の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 市民財政部長 （財政課長）	
	(2) その他のもの	○		教育総務課長 財政課長	
10 行事、会議、説明会及び講習会（懇談会等を含む。）の開催、共催及び後援の決定	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 教育総務課長 の合議は、後援の場合に限る。	
	(2) その他のもの	○		教育総務課長 教育総務課長 の合議は、後援の場合に限る。	
11 業務（工事を除く。）の委託の決定（予定価格の決定並びに入札参加者及び随意契約の相手方の決定を含む。）及び契約の締結				市民財政部長 （契約・管財課長）	別表第2
12 業務の受託の決定及び契約の締結	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 市民財政部長 （契約・管財課長）	
	(2) その他のもの	○		教育総務課長 契約・管財課長	
13 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理	(1) 重要なもの	○			
	(2) その他のもの	○			
14 許可証等の交付の			○		

決定	1 5 協定の締結及び覚書の交換	○	(1) 重要なもの	教育総務課長 市民財政部長 (財政課長)	市民財政部長 (財政課長)の 合議は、予算 (将来の財政 負担を含む。)を 伴うものに限る。
			(2) その他のもの	教育総務課長 財政課長	財政課長の合 議は、予算(将 来の財政負担 を含む。)を伴 うものに限る。
	1 6 統計及び調査の実施、資料の収集、作成、提出、提供及び配布並びに刊行物の発行	○	(1) 重要なもの		
			(2) その他のもの	○	
	1 7 告示、公告	○	(1) 重要なもの	教育総務課長	
			(2) その他のもの	○	教育総務課長
	1 8 広報への掲載	○	(1) 重要なもの	市長公室長(秘 書広報課長)	
			(2) その他のもの	○	秘書広報課長
	1 9 事務的な照会、回答 依頼等	○	(1) 重要なもの		
			(2) その他のもの	○	
組	2 0 各課所管の自動車 の運行管理			○	
	2 1 公印の管理			○	
	2 2 寄附金及び寄附物 品の受領並びにその処 分の決定			市民財政部長 (契約・管財課 長)	別表第2
	1 組織管理	○	(1) 教育委員会の組織 並びに部内の各職位の	教育総務課長	

決定	1 5 協定の締結及び覚書の交換	○	(1) 重要なもの	教育総務課長 総務部長 (財政課長)	総務部長 (財政課長)の 合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものに限る。
			(2) その他のもの	○	教育総務課長の合 議は、予算(将 来の財政負担 を含む。)を伴 うものに限る。
	1 6 統計及び調査の実施、資料の収集、作成、提出、提供及び配布並びに刊行物の発行	○	(1) 重要なもの		
			(2) その他のもの	○	
	1 7 告示、公告	○	(1) 重要なもの	教育総務課長	
			(2) その他のもの	○	教育総務課長
	1 8 広報への掲載	○	(1) 重要なもの	政策推進部長 (広報課長)	
			(2) その他のもの	○	広報課長
	1 9 事務的な照会、回答 依頼等	○	(1) 重要なもの		
			(2) その他のもの	○	
組	2 0 各課所管の自動車 の運行管理			○	
	2 1 公印の管理			○	
	2 2 寄附金及び寄附物 品の受領並びにその処 分の決定			総務部長 (財政課長)	別表第2
	1 組織管理	○	(1) 教育委員会の組織 並びに部内の各職位の	教育総務課長	

権限及び職員の定数に関する意見の具申					
(2) 所管部門の各職位の事務分担の調整 ア 課長の事務分担の調整 イ 課員の事務分担の調整		○			
		○			
2 人事管理					
(1) 所管部門の職員数についての意見具申		○			教育総務課長
(2) 附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼並びに任免 ア 附属機関 イ その他のもの		○			教育総務課長 教育総務課長
(3) 国、県その他の公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認 ア 重要なもの イ その他のもの		○			教育総務課長 教育総務課長
(4) 内部連絡調整機関の委員、幹事等の任免		○			総務部長（総務課長）
(5) 非常勤職員の任免		○			教育総務課長
(6) 会計年度任用職員の雇用及び解雇		○			教育総務課長 総務部長（総務課長）
(7) 法令に基づき設置を義務付けられている管理者、責任者等の選任及び解任の決定		○			総務部長（総務課長）
(8) 所属職員の職場研修計画の決定及び実施		○			

組織及び人事

権限及び職員の定数に関する意見の具申					
(2) 所管部門の各職位の事務分担の調整 ア 課長の事務分担の調整 イ 課員の事務分担の調整		○			
		○			
2 人事管理					
(1) 所管部門の職員数についての意見具申		○			教育総務課長
(2) 附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼並びに任免 ア 附属機関 イ その他のもの		○			教育総務課長 教育総務課長
(3) 国、県その他の公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認 ア 重要なもの イ その他のもの		○			教育総務課長 教育総務課長
(4) 内部連絡調整機関の委員、幹事等の任免		○			総務部長（人事課長）
(5) 非常勤職員の任免		○			教育総務課長
(6) 会計年度任用職員の雇用及び解雇		○			教育総務課長 総務部長（人事課長）
(7) 法令に基づき設置を義務付けられている管理者、責任者等の選任及び解任の決定		○			総務部長（人事課長）
(8) 所属職員の職場研修計画の決定及び実施		○			

組織及び人事

3 服 務	(9) 派遣研修 ア 期間が30日以上 の研修、講習等への参 加決定 (ア) 課長相当職位 以上の役付職位 (イ) (ア)に掲げ る職位以外の役付 職位及び一般職員 イ 期間が30日未満 の研修、講習等への参 加決定 (ア) 課長相当職位 以上の役付職位 (イ) (ア)に掲げ る職位以外の役付 職位及び一般職員 (10) 資格取得に係る 講習等への参加の決定 (対象となる講習等に ついて、業務担当主管課 でないものに参加する 場合を除く。)	総務部長 (総務 課長) 総務課長	○	○	○
	(1) 年次有給休暇及び 特別休暇(夏季厚生休暇 に限る。)の承認 ア 部長相当職位 イ 課長相当職位 ウ ア及びイに掲げる 職位以外の役付職位 並びに一般職員	○	○	○	○
	(2) 所属職員の時間外 勤務及び休日勤務の命	○	○	○	○

3 服 務	(9) 派遣研修 ア 期間が30日以上 の研修、講習等への参 加決定 (ア) 課長相当職位 以上の役付職位 (イ) (ア)に掲げ る職位以外の役付 職位及び一般職員 イ 期間が30日未満 の研修、講習等への参 加決定 (ア) 課長相当職位 以上の役付職位 (イ) (ア)に掲げ る職位以外の役付 職位及び一般職員 (10) 資格取得に係る 講習等への参加の決定 (対象となる講習等に ついて、業務担当主管課 でないものに参加する 場合を除く。)	総務部長 (人事 課長) 総務課長	○	○	○
	(1) 年次有給休暇及び 特別休暇(夏季厚生休暇 に限る。)の承認 ア 部長相当職位 イ 課長相当職位 ウ ア及びイに掲げる 職位以外の役付職位 並びに一般職員	○	○	○	○
	(2) 所属職員の時間外 勤務及び休日勤務の命	○	○	○	○

令									
(3) 所属職員の勤務時間休憩時間の割振り			○						
(4) 服務に関する諸届の受理									
ア 部長相当職位			○						
イ 課長相当職位			○						
ウ ア及びイに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職員			○						
(5) 旅行（エ以外の市内旅行を除く。）の命令及び依頼並びにその復命の受理									教育総務課長並びに財政課長の合議は、宿泊を伴う旅行に限る。
ア 部長相当職位の旅行の命令及びその復命の受理			○						
イ 課長相当職位並びに附属機関の委員等の旅行の命令及びその復命の受理			○						
ウ ア及びイに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職			○						
エ 附属機関の委員等職員以外の者の旅行の依頼及びその復命の受理			○						
(6) 海外出張の命令及びその復命の受理	○							総務部長（総務課長）	総務部長（総務課長）の合議は、出張の命令に限る。
(7) 育児休業の承認		○						総務部長（総務課長）	

令									
(3) 所属職員の勤務時間休憩時間の割振り			○						
(4) 服務に関する諸届の受理									
ア 部長相当職位			○						
イ 課長相当職位			○						
ウ ア及びイに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職員			○						
(5) 旅行（エ以外の市内旅行を除く。）の命令及び依頼並びにその復命の受理									教育総務課長並びに財政課長の合議は、宿泊を伴う旅行に限る。
ア 部長相当職位の旅行の命令及びその復命の受理			○						
イ 課長相当職位並びに附属機関の委員等の旅行の命令及びその復命の受理			○						
ウ ア及びイに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職			○						
エ 附属機関の委員等職員以外の者の旅行の依頼及びその復命の受理			○						
(6) 海外出張の命令及びその復命の受理	○							総務部長（人事総務課長）	総務部長（人事総務課長）の合議は、出張の命令に限る。
(7) 育児休業の承認		○						総務部長（人事総務課長）	

					課長)	
	(8) 介護休暇の許可	○			総務部長(総務課長)	
	(9) 組合休暇の許可	○			総務部長(総務課長)	
4	1 栗東市情報公開条例(平成12年栗東町条例第4号)に基づく情報の公開請求に対する決定	○			教育総務課長(総務課長)	
文書管理	(2) 重要なもの	○			教育総務課長(総務課長)	
	(3) その他のもの	○			教育総務課長(総務課長)	
2	個人情報情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報情報の開示請求に対する決定	○			教育総務課長(総務課長)	
	(2) 重要なもの	○			教育総務課長(総務課長)	
	(3) その他のもの	○			教育総務課長(総務課長)	
3	収受文書の処理方針及び処理期限の決定	○				
4	文書の保存期間の決定	○				
5	保存文書の引継ぎの決定	○				
6	保存文書の廃棄及び処分の決定	○				
7	公印の使用承認	○				
8	印刷物見直し徴収の依頼	○				
5	1 不動産の買収及びこ				教育総務課長	別表第2

					課長)	
	(8) 介護休暇の許可	○			総務部長(人事課長)	
	(9) 組合休暇の許可	○			総務部長(人事課長)	
4	1 栗東市情報公開条例(平成12年栗東町条例第4号)に基づく情報の公開請求に対する決定	○			教育総務課長(総務課長)	
文書管理	(2) 重要なもの	○			教育総務課長(総務課長)	
	(3) その他のもの	○			教育総務課長(総務課長)	
2	個人情報情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報情報の開示請求に対する決定	○			教育総務課長(総務課長)	
	(2) 重要なもの	○			教育総務課長(総務課長)	
	(3) その他のもの	○			教育総務課長(総務課長)	
3	収受文書の処理方針及び処理期限の決定	○				
4	文書の保存期間の決定	○				
5	保存文書の引継ぎの決定	○				
6	保存文書の廃棄及び処分の決定	○				
7	公印の使用承認	○				
8	印刷物見直し徴収の依頼	○				
5	1 不動産の買収及びこ				教育総務課長	別表第2

財 産 管 理	れに伴う損失補償の決 定	市民財政部長 (契約・管財課 長)		
2	教育財産の無償によ る取得及び借受けの決 定	教育総務課長 市民財政部長 (契約・管財課 長)	○	
3	不動産の借受けの決 定	教育総務課長 市民財政部長 (契約・管財課 長)		別表第2
4	教育財産の目的外使 用の許可(使用料の決定 を含む。)、教育財産の 用途廃止及び用途変更 の決定	教育総務課長 市民財政部長 (契約・管財課 長)	○	(1) 重要なもの (2) その他のもの
5	教育財産の所管・所属 替えの決定	教育総務課長 市民財政部長 (契約・管財課 長)	○	
6	教育の施設(附帯設備 等を含む。)の使用許可 及び許可の取消し		○	(1) 重要又は異例なも の (2) 定例によるもの
7	教育施設での寄附募 集、広告物の掲示等の許 可及び取締り		○	
8	教育財産の貸付の決 定		○	
9	市有地と隣接地との 境界の確定	関係課	○	
6	1 事業要望地区(事業箇 所)施工箇所の選定(決	市長公室長(元 気創造政策課	○	(1) 主要事業に係るもの

財 産 管 理	れに伴う損失補償の決 定	総務部長 (財政課長)		
2	教育財産の無償によ る取得及び借受けの決 定	教育総務課長 総務部長 (財政課長)	○	
3	不動産の借受けの決 定	教育総務課長 総務部長 (財政課長)		別表第2
4	教育財産の目的外使 用の許可(使用料の決定 を含む。)、教育財産の 用途廃止及び用途変更 の決定	教育総務課長 総務部長 (財政課長)	○	(1) 重要なもの (2) その他のもの
5	教育財産の所管・所属 替えの決定	教育総務課長 総務部長 (財政課長)	○	
6	教育の施設(附帯設備 等を含む。)の使用許可 及び許可の取消し		○	(1) 重要又は異例なも の (2) 定例によるもの
7	教育施設での寄附募 集、広告物の掲示等の許 可及び取締り		○	
8	教育財産の貸付の決 定		○	
9	市有地と隣接地との 境界の確定	関係課	○	
6	1 事業要望地区(事業箇 所)施工箇所の選定(決	政策推進部長 (政策調整課	○	(1) 主要事業に係るもの

事 の 施 工 等	定)				長) 市民財政部長 (契約・管財課 長)
	(2) その他のもの	○			元気創造政策課 長 契約・管財課長
2 事業計画の認可(事業 採択)についての国への 申請		○			市長公産長(元 気創造政策課 長) 市民財政部長 (契約・管財課 長)
3 工事の設計内容及び 施工の決定(工事の設計 変更を含む。)					別表第2
4 工事に係る業務(内容 の変更を含む。)の委託 の決定(予定価格の決定 並びに入札参加者及び 随意契約の相手方の決 定を含む。)					別表第2
5 工事の起工の決定					別表第2
6 材料の検査、コンク リート及び鉄筋の強度 試験並びに機械類、ボイ ラー、水そう、油そう等 の検査結果の確認		○			
7 工事に係る各種届出 の受理等		○			
8 随意契約の相手方の 決定					別表第2
9 変更契約の決定					別表第2

事 の 施 工 等	定)				長) 総務部長(財政 課長)
	(2) その他のもの	○			政策調整課長 財政課長
2 事業計画の認可(事業 採択)についての国への 申請		○			政策推進部長 (政策調整課 長) 総務部長(財政 課長)
3 工事の設計内容及び 施工の決定(工事の設計 変更を含む。)					別表第2
4 工事に係る業務(内容 の変更を含む。)の委託 の決定(予定価格の決定 並びに入札参加者及び 随意契約の相手方の決 定を含む。)					別表第2
5 工事の起工の決定					別表第2
6 材料の検査、コンク リート及び鉄筋の強度 試験並びに機械類、ボイ ラー、水そう、油そう等 の検査結果の確認		○			
7 工事に係る各種届出 の受理等		○			
8 随意契約の相手方の 決定					別表第2
9 変更契約の決定					別表第2

10	工事の期間の変更 の決定					別表第2
11	業務担当課に對する 工事等の施工の依頼 及び受諾の決定				○	
12	検査復命の確認					別表第2
7	1 負担金（会議、研修等 の参加負担金を除く。）、 補助金、交付金、貸付金 の交付、貸付け若しくは 支出の決定若しくは取 消し又は返還命令等及 び補助事業等の実績報 告の受理					別表第2 市民財政部長 (財政課長)
2	扶助費の支出の決定				○	
3	寄附金の支出の決定			○		市民財政部長 (財政課長)
4	投資金、出資金及び預 託金の支出の決定（契約 の締結及び覚書の交換 を含む。）			○		市民財政部長 (財政課長)
5	支出、戻入及び振替の 命令並びに資金前渡、概 算私及び前金私の精算 の命令				○	
6	収入金の過誤納金の 還付及び過誤還付加算 金の支出の決定				○	
7	その他の経費の支出 の決定					別表第2
8	1 収入・調定					別表第2
2	不納欠損処分の決定			○		市民財政部長 (財政課長)
8	収入					

10	工事の期間の変更 の決定						別表第2
11	業務担当課に對する 工事等の施工の依頼 及び受諾の決定				○		
12	検査復命の確認						別表第2
7	1 負担金（会議、研修等 の参加負担金を除く。）、 補助金、交付金、貸付金 の交付、貸付け若しくは 支出の決定若しくは取 消し又は返還命令等及 び補助事業等の実績報 告の受理					総務部長 (財政課長)	別表第2
2	扶助費の支出の決定				○		
3	寄附金の支出の決定			○		総務部長 (財政課長)	
4	投資金、出資金及び預 託金の支出の決定（契約 の締結及び覚書の交換 を含む。）				○	総務部長 (財政課長)	
5	支出、戻入及び振替の 命令並びに資金前渡、概 算私及び前金私の精算 の命令				○		
6	収入金の過誤納金の 還付及び過誤還付加算 金の支出の決定				○		
7	その他の経費の支出 の決定						別表第2
8	1 収入・調定						別表第2
2	不納欠損処分の決定			○		総務部長 (財政課長)	
8	収入						

関係	3 減免、納期限の変更、徴収猶予及び還付の決定	(1) 法令、条例、規則、要綱等に明記されていないもの	○	市民財政部長 (財政課長)	
		(2) 法令、条例、規則、要綱等に明記されているもの			
	4 徴収の決定（調定、賦課及び更正の決定を含む。）		○		
	5 滞納処分の決定（市税に係るものを除く。）		○		
	6 負担金、補助金、交付金、措置費等の国又は県に対する交付申請及び交付請求の決定	(1) 交付申請 (2) 交付請求	○	100万円未満の場合は、課長とする。	
	7 入札保証金及び契約保証金の減免の決定		○	契約・管財課長	
	8 過誤納金の還付・充当（相殺を含む。）の決定		○		
	9 納入通知書の発行及び納入通知書又は督促状等の公示送達		○		
	10 督促状の発行		○		

関係	3 減免、納期限の変更、徴収猶予及び還付の決定	(1) 法令、条例、規則、要綱等に明記されていないもの	○	総務部長 (財政課長)	
		(2) 法令、条例、規則、要綱等に明記されているもの			
	4 徴収の決定（調定、賦課及び更正の決定を含む。）		○		
	5 滞納処分の決定（市税に係るものを除く。）		○		
	6 負担金、補助金、交付金、措置費等の国又は県に対する交付申請及び交付請求の決定	(1) 交付申請 (2) 交付請求	○	100万円未満の場合は、課長とする。	
	7 入札保証金及び契約保証金の減免の決定		○	財政課長	
	8 過誤納金の還付・充当（相殺を含む。）の決定		○		
	9 納入通知書の発行及び納入通知書又は督促状等の公示送達		○		
	10 督促状の発行		○		

(2) 個別決裁事項

教育委員会事務局

組織 名	分掌事務	項目 ア 賠償命令	決裁権者			合議先	備考
			教育長	部長	課長		
学校 教育 課	1 就学に関する事務	(1) 児童生徒の教育 扶助に関すること	○	○			
		(2) 就学期日・就学 校の指定の通知に関 すること		○			
		(3) 学齢簿の編成及 び保管に関すること			○		
		(4) 教科用図書の給 付に関すること			○		
		(5) 就学時健康診断 に関すること			○		
		(6) 区域外就学・指 定学校の変更承諾に 関すること		○			
		(7) 小・中学校への 就学義務の猶予に関 すること		○			
	2 教育振興及 び教具の充実に 関する事務	(1) 教育振興及び教 具の充実整備に関す ること			○		
		(2) 栗東市小中学校 事務支援センターに 関すること			○		
		(3) 栗東市立小中学 校共同学校事務室に 関すること			○		
3 教育指導に 関すること		(1) 教育課程及びそ の指導に関すること			○		

(2) 個別決裁事項

教育委員会事務局

組織 名	分掌事務	項目 ア 賠償命令	決裁権者			合議先	備考
			教育長	部長	課長		
学校 教育 課	1 就学に関する事務	(1) 児童生徒の教育 扶助に関すること	○	○			
		(2) 就学期日・就学 校の指定の通知に関 すること		○			
		(3) 学齢簿の編成及 び保管に関すること			○		
		(4) 教科用図書の給 付に関すること			○		
		(5) 就学時健康診断 に関すること			○		
		(6) 区域外就学・指 定学校の変更承諾に 関すること		○			
		(7) 小・中学校への 就学義務の猶予に関 すること		○			
	2 教育振興及 び教具の充実に 関する事務	(1) 教育振興及び教 具の充実整備に関す ること			○		
		(2) 栗東市小中学校 事務支援センターに 関すること			○		
		(3) 栗東市立小中学 校共同学校事務室に 関すること			○		
3 教育指導に 関すること		(1) 教育課程及びそ の指導に関すること			○		

	(2) 学習効果の評価 に関すること	(3) 生徒指導に関 すること	(4) 児童生徒支援に 関すること	(5) 特別支援教育に 関すること				
4 教職員の任 免等に関する こと	(1) 県費負担教職員 の任免その他進退の 内申に関すること	○						
	(2) 県費教職員の臨 時任用に関すること					○		
5 教職員の研 修に関するこ と	(1) 職員研修の実施 の決定に関すること					○		
	(2) 研修受講者の決 定に関すること					○		
人権 教育 課	1 社会同和教 育推進員の委 嘱に関する事 務	○						
	2 教職員の研 修に関する事 務		○					

	(2) 学習効果の評価 に関すること	(3) 生徒指導に関 すること	(4) 児童生徒支援に 関すること	(5) 特別支援教育に 関すること				
4 教職員の任 免等に関する こと	(1) 県費負担教職員 の任免その他進退の 内申に関すること	○						
	(2) 県費教職員の臨 時任用に関すること					○		
5 教職員の研 修に関するこ と	(1) 職員研修の実施 の決定に関すること					○		
	(2) 研修受講者の決 定に関すること					○		
6 社会同和教 育推進員の委 嘱に関する事 務	(1) 社会同和教育推 進員の委嘱	○						
7 教職員の研 修に関する事 務	(1) 人権教育 研修の決定		○					

備考 幼稚園所管課が幼稚園に係るものを補助執行する場合における審査区分額の適用は、3万円未満とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育長報告資料

教育長 公 務 状 況

月 日	事 業 内 容
4 月 1 日 (月)	・ 新任式 ・ 教育委員会臨時会 ・ 新規採用教職員辞令交付式ならびに県費教職員新任式
4 月 3 日 (水)	・ 校園長会、校長会
4 月 9 日 (火)	・ 小学校入学式 ・ 中学校入学式
4 月 10 日 (水)	・ 幼稚園入園式
4 月 13 日 (土)	・ 全体自治会長会
4 月 15 日 (月)	・ 滋賀県教育行政重点施策説明会
4 月 23 日 (火)	・ 滋賀県教科用図書選定審議会
4 月 25 日 (木)	・ 議会説明会 ・ 教育委員会定例会

※予定

4 月 30 日 (火) ・ 定例校長会

報告事項 1

各課（館・所）の4月度事業進捗について

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育総務課

月 日	事 業 内 容
4 月 1 5 日（月）	・ 滋賀県教育行政重点施策説明会
4 月 2 3 日（火）	・ 滋賀県都市教育委員会連絡協議会総務担当課長会議
4 月 2 5 日（木）	・ 教育委員会定例会

☆令和6年度予定工事（主なもの）

○栗東西中学校大規模改造工事（Ⅰ期工事）

事業費 214,637千円

防水改修、外壁改修、内部改修、電気設備改修、機械設備改修

工期		契約締結日～令和7年3月31日											
工程	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	計 画	-	審査会	→	仮契約	→	契約議決	工事着工	→	→	→	→	→
	進捗												

○治田小学校校舎増築工事

事業費 308,880千円（R6～R16債務負担総額）

校舎増築（軽量鉄骨造、2階建て、延床面積700㎡程度）、渡り廊下増築（60㎡程度）

工期		令和6年3月22日～令和6年9月30日											
工程	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	計 画	準備工	仮設工	基礎工事	建て方・外装	内装・外構	内装・外構	供用開始					
	進捗												

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校給食共同調理場

月 日	事 業 内 容
4 月 5 日 (金)	・ 害虫駆除
4 月 1 2 日 (金)	・ 給食開始 ・ 給食物資入札・選定
4 月 1 9 日 (金)	・ 給食事務担当者会議 ・ 給食主任会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校教育課

月 日	事 業 内 容
4 月 1 日 (月)	・ 新規採用教職員辞令交付式ならびに県費教職員新任式 ・ 臨時校長会
4 月 2 日 (火)	・ 会計年度任用職員全体研修会
4 月 3 日 (水)	・ 校園長会、校長会
4 月 4 日 (木)	・ 情報セキュリティ担当者会
4 月 5 日 (金)	・ 臨時教頭会 ・ 市町教育委員会教育指導担当者会
4 月 9 日 (火)	・ 始業式・入学式
4 月 11 日 (木)	・ 教務主任会 ・ 市町学校体育・保健安全・給食主管課長会議 (オンライン)
4 月 12 日 (金)	・ 養護教諭部会 ・ 手当等審査会 (4 月①) ・ 滋賀大学栗東教育実習連絡協議会
4 月 15 日 (月)	・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会挨拶回り
4 月 16 日 (火)	・ 特別支援教育コーディネーター会 ・ 手当等審査会 (4 月②)
4 月 17 日 (水)	・ 準隣保館会議
4 月 18 日 (木)	・ 全国学力・学習状況調査、栗東市総合学力調査 ・ 栗東教育実習開始式 ・ 十里地域同和教育担当者会 ・ 近畿予防医学研究所へ検尿業務査察
4 月 19 日 (金)	・ 学校の危機管理トップセミナー
4 月 22 日 (月)	・ 手当等審査会 (4 月③)
4 月 23 日 (火)	・ 生徒指導主事主任会
4 月 25 日 (木)	・ 児童生徒支援主任会 ・ 手当等審査会 (4 月④)

※定例開催

・ 児童生徒支援室定例室会 (毎週水曜日午後)

※予定

4 月 26 日 (金)

・ 小学校英語パイオニア実践プロジェクト実施校連絡協議会

4 月 30 日 (火)

・ 定例校長会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育研究所

月 日	事 業 内 容
4 月 1 日 (月)	・ 新規採用教職員辞令交付式ならびに県費教職員新任式
4 月 3 日 (水)	・ 校園長会、校園長会
4 月 1 1 日 (木)	・ 教務主任会

※予定

4 月 3 0 日 (火) ・ 定例校長会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

子育て教育連携推進チーム

月 日	事 業 内 容
4 月 3 日 (水)	・ 定例校長会で、今年度の取組予定について概要説明
4 月 8 日 (月)	・ 学校教育課内で内容の精選と重点化項目を検討

※予定

4 月下旬 ・ N e x t プロジェクト事務局会議（学校教育課・幼児課）
・ 中山氏とアドバイザー委託契約

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

人権擁護課兼学校教育課（人権担当）

月 日	事 業 内 容
4 月 1 日（月）	・ 栗東市小中学校新規採用職員辞令交付ならびに新任式
4 月 3 日（水）	・ 校園長会、校長会
4 月 1 1 日（木）	・ 人権擁護推進本部会議
4 月 1 5 日（月）	・ 市町教育委員会事務局学校・園人権教育指導にかかる担当者会議
4 月 1 7 日（水）	・ 就労相談連絡会議 ・ 準隣保館会議
4 月 1 8 日（木）	・ 十里地域同和教育担当者会議
4 月 2 2 日（月）	・ 栗東市人権・同和教育推進協議会会計監査
4 月 2 3 日（火）	・ 栗東西中人権教育地域ネット協議会第 1 回事務局会議
4 月 2 5 日（木）	・ 湖南地区職業対策連絡協議会：総会 ・ 教育実態調査第 5 回関係者会議

※予定

- 4 月 3 0 日（火）
- ・ 定例校長会
 - ・ 葉山中人権教育地域ネット協議会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

生涯学習課・自然観察の森・少年センター

月 日	事 業 内 容
4月 2日 (火)	・少年補導委員会監査
4月 3日 (水)	・自然観察の森定例会 (4月)
4月 4日 (木)	・栗東市少年補導委員会本部会・幹事会
4月 5日 (金)	・やまのこ事業説明会 (学校対象) ・栗東市青少年育成市民会議会計監査
4月 8日 (月)	・街頭補導 (防犯パトロール車)
4月 9日 (火)	・社会教育ボランティア団体「もくもく会」例会
4月10日 (水)	・大宝放課後子ども教室スタッフ会議 ・栗東市青少年育成市民会議白ポスト回収
4月14日 (日)	・ミニクラフト、自然観察会
4月17日 (水)	・大宝東放課後子ども教室スタッフ会議 ・葉山東学区地域教育協議会
4月18日 (木)	・栗東市青少年育成市民会議4役会
4月19日 (金)	・治田放課後子ども教室スタッフ会議 ・街頭補導 (防犯パトロール車)
4月21日 (日)	・親子観察会
4月22日 (月)	・街頭補導 (防犯パトロール車)
4月23日 (火)	・治田東放課後子ども教室スタッフ会議
4月24日 (水)	・栗東市青少年育成市民会議幹事会

※予定

4月28日 (日) ・自然観察会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

スポーツ・文化振興課

月 日	事 業 内 容
4 月 2 日 (火)	・スポーツ推進委員協議会役員会議
4 月 9 日 (火)	・スポーツ推進委員委嘱状交付式・スポーツ推進委員協議会定例会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

歴史民俗博物館

月 日	事 業 内 容
3 月 9 日 (土) ～ 5 月 1 2 日 (日)	・小地域展「岡の歴史と文化」
4 月 1 4 日 (日)	・小地域展「岡の歴史と文化」展示解説会
4 月 2 0 日 (土)	・博物館講座「かまどめしを炊こう!!」
4 月 2 1 日 (日)	・市民学芸員の会 輪読会予習の会

※予定

4 月 2 8 日 (日) ・市民学芸員の会 輪読会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

国スポ・障スポ推進課

月 日	事 業 内 容
4月 4日 (木) ～4月 6日 (土)	・琵琶湖カントリー倶楽部啓発ブース出展 (ヤンマーハナサカレディースゴルフトーナメント)
4月19日 (金)	・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実施本部 各部班長及び係長対象説明会

※予定

4月26日 (金) ・第2回 国スポ・障スポ開催準備市町担当課長会議

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

月 日	事 業 内 容	指導訪問	特支訪問
4 月 1 日（月）			
4 月 2 日（火）		HOPPA	
4 月 3 日（水）	・ 校 園 長 会 ・ 公 立 園 長 会	ばれっと園 たかの	
4 月 4 日（木）	・ 給食担当者会議	栗東くじら	
4 月 5 日（金）		ばれっと園 おがき	
4 月 8 日（月）		治田くじら	
4 月 9 日（火）	・ 合同園長会	なないろ	
4 月 10 日（水）	・ 栗東市立保育園・幼稚園・幼児園・ こども園入園式 ・ 看護師会議	ニチイキッズ	
4 月 11 日（木）		HOPPA	
4 月 12 日（金）	・ 合同主任会	ばれっと園 たかの	
4 月 16 日（火）	・ 特別支援教育コーディネーター会議	ばれっと園 おがき	
4 月 17 日（水）	・ 家庭支援推進担当者連絡会	ふわり	
4 月 18 日（木）	・ 公立主任会	治田くじら	
4 月 19 日（金）		栗東くじら	
4 月 22 日（月）	・ 就学支援担当者会議	ももか	金勝第2保育園
4 月 23 日（火）		ニチイキッズ	
4 月 24 日（水）		なないろ	
4 月 25 日（木）		ばれっと園 たかの	

※予定

4 月 26 日（金）

HOPPA

治田西幼稚園

4 月 30 日（火）

ゆずのき

*指導訪問	保育アドバイザーによる訪問		
	ふわり	・・・	家庭的保育園 家庭的保育の家ふわり
	なないろ	・・・	小規模保育園 なないろ
	栗東くじら	・・・	小規模保育園 栗東くじら小規模保育園
	治田くじら	・・・	小規模保育園 治田くじら小規模保育園
	HOPPA	・・・	小規模保育園 HOPPA栗東駅前園
	ぱれっと園おがき	・	小規模保育園 ぱれっと園～おがき～
	ぱれっと園たかの	・	小規模保育園 ぱれっと園～たかの～
	ももか	・・・	認可保育園 ももか保育園
	ニチイキッズ	・・・	小規模保育園 ニチイキッズ栗東中沢保育園
	ゆずのき	・・・	認可保育園 しもまがりゆずのき保育園
*特支訪問	特別支援教育アドバイザーによる訪問		

1. 事業・行事

4 月 6 日 (土)	・おはなしタイム (西館)
4 月 10 日 (水)	・大宝東児童館 配本
4 月 13 日 (土)	・おはなしタイム 0～2 歳向け (本館)
4 月 14 日 (日)	・おはなしタイム 3 歳以上向け (本館)
4 月 18 日 (木)	・治田西幼児園移動図書館
4 月 19 日 (金)	・金勝第 1 幼児園移動図書館
〃 (金)	・出前☆としょかん (ゆうあい子ども☆カレー食堂) (配本)
4 月 20 日 (土)	・おはなし会 (西館) おはなしグループタンタン

(予定)

- 4 月 26 日 (金) ・葉山幼児園移動図書館
 〃 ・第 1 回音訳ボランティア養成講座初級 (本館) (全 6 回)
 4 月 27 日 (土) ・おはなし会 (本館) りっとうおはなしグループ めるへん

<今月のテーマ展示>

- 一般 (本館) 「耳をすませば」 鳥の声、楽器の音色など聞くことに関する本の展示
 (西館) 「地面の下」 種、石、遺跡など地面の下にあるものに関する本の展示
 児童 (両館) 「ようこそ はじめまして」 新学期に向け学校や保育園にまつわる絵本や物語を展示

統計 3 月

①貸出人数及び貸出冊数

年度	貸出人数				貸出冊数				開館日数
	本館	西館	移動 図書館	合計	本館	西館	移動 図書館	合計	
R 4	4,441	3,433	0	7,874	25,957	14,251	0	40,208	22
R 5	4,897	3,540	116	8,553	28,420	14,534	118	43,072	21

②予約

年度	自 館				他 館				不可	合計
	窓口	OPAC	WEB	購入	県立	県内	県外	国会		
R 4	775	618	3,009	113	194	68	6	0	10	4,793
R 5	871	802	3,256	119	198	87	5	0	2	5,340

③図書収集

単位 冊

	一般図書	児童図書	小林文庫	小 計
4 月	679	100	52	831
5 月	601	46	93	740
6 月	522	469	84	1,075
7 月	477	187	102	766
8 月	675	107	116	898
9 月	420	47	66	533
10 月	751	135	40	926
11 月	653	429	19	1,101
12 月	772	121	50	943
1 月	824	179	0	1,003
2 月	511	163	0	674
3 月	620	236	0	846
合計	7,505	2,219	622	10,346

報告事項2 1. 児童生徒数状況調査

★令和5年度(3月管理報告)
栗東市教育委員会

(4月1日現在)

校種	学校名	性	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合 計	前年度4月	増 減
小 学 校	金勝小	男	23	24	28	18	26	35	17	171	176	-5
		女	15	16	26	25	23	29	7	141	165	-24
		計	38	40	54	43	49	64	24	312	341	-29
		学級	2	2	2	2	2	2	6	18	18	0
	葉山小	男	26	24	21	40	33	29	13	186	190	-4
		女	30	27	24	33	34	37	10	195	210	-15
		計	56	51	45	73	67	66	23	381	400	-19
		学級	2	2	2	3	2	2	6	19	20	-1
	葉山東小	男	56	41	40	45	49	39	12	282	265	17
		女	49	51	39	39	43	38	2	261	265	-4
		計	105	92	79	84	92	77	14	543	530	13
		学級	3	3	3	3	3	3	3	21	21	0
	治田小	男	68	64	63	51	54	47	29	376	362	14
		女	63	64	74	65	59	53	12	390	380	10
		計	131	128	137	116	113	100	41	766	742	24
		学級	4	4	4	4	4	3	6	29	28	1
	治田東小	男	39	19	32	38	29	32	13	202	217	-15
		女	26	33	30	40	27	40	8	204	221	-17
		計	65	52	62	78	56	72	21	406	438	-32
		学級	2	2	2	3	2	3	4	18	19	-1
	治田西小	男	38	39	46	50	43	37	14	267	273	-6
		女	31	32	41	37	43	36	3	223	231	-8
		計	69	71	87	87	86	73	17	490	504	-14
		学級	2	3	3	3	3	3	3	20	20	0
	大宝小	男	45	47	39	47	60	41	13	292	286	6
		女	34	42	48	33	45	43	6	251	263	-12
		計	79	89	87	80	105	84	19	543	549	-6
		学級	3	3	3	3	3	3	3	21	21	0
	大宝東小	男	24	32	22	29	26	26	5	164	166	-2
		女	20	35	34	41	24	30	3	187	198	-11
		計	44	67	56	70	50	56	8	351	364	-13
		学級	2	2	2	2	2	2	2	14	17	-3
	大宝西小	男	24	31	35	29	38	39	11	207	223	-16
		女	21	27	24	29	33	29	2	165	188	-23
		計	45	58	59	58	71	68	13	372	411	-39
		学級	2	2	2	2	3	2	3	16	16	0
	小計A	男	343	321	326	347	358	325	127	2147	2158	-11
		女	289	327	340	342	331	335	53	2017	2121	-104
		計	632	648	666	689	689	660	180	4164	4279	-115
		学級	22	23	23	25	24	23	36	176	180	-4
中 学 校	栗東中	男	117	117	121				18	373	375	-2
		女	120	105	97				5	327	323	4
		計	237	222	218				23	700	698	2
		学級	7	7	7				4	25	26	-1
	葉山中	男	73	73	61				11	218	230	-12
		女	88	64	64				2	218	197	21
		計	161	137	125				13	436	427	9
		学級	5	4	4				2	15	15	0
	栗東西中	男	148	129	145				14	436	441	-5
		女	140	133	173				5	451	474	-23
		計	288	262	318				19	887	915	-28
		学級	9	8	10				6	33	31	2
	小計B	男	338	319	327				43	1027	1046	-19
		女	348	302	334				12	996	994	2
		計	686	621	661				55	2023	2040	-17
		学級	21	19	21				12	73	72	1
合 計(小計A+B)										6187	6319	-132

令和6年度 栗東市保育園・幼稚園・幼児園・こども園 園児数・クラス数

2024.4/1時点

園名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年度4月	増減
金勝こども園	保育短・標準時間課程	3	10	14	18	22	14	81	78	3
	教育標準時間課程				22	14	21	57	49	8
	クラス数	1	1	1	2	2	2	9	9	0
葉山幼児園	保育短・標準時間課程	2	14	19	30	30	23	118	105	13
	教育標準時間課程				30	22	32	84	87	-3
	クラス数	1	1	1	4	2	2	11	9	2
葉山東幼児園	保育短・標準時間課程		12	15	29	32	28	116	139	-23
	教育標準時間課程				27	39	40	106	125	-19
	クラス数		1	1	4	3	3	12	13	-1
治田東幼児園	保育短・標準時間課程	1	15	20	23	27	32	118	116	2
	教育標準時間課程				16	12	30	58	75	-17
	クラス数	1		1	2	2	3	9	10	-1
治田西幼児園	保育短・標準時間課程		10	14	29	17	14	84	87	-3
	教育標準時間課程				15	19	27	61	70	-9
	クラス数		1	1	2	2	2	8	9	-1
金勝第2保育園	中・長時間保育課程		14	10	15	13	9	61	64	-3
	クラス数		1	1	1	1	1	5	5	0
治田保育園	保育短・標準時間課程	3	14	19	29	29	34	128	128	0
	クラス数	1	1	1	2	1	1	7	7	0
大宝西保育園	保育短・標準時間課程		13	15	19	19	16	82	78	4
	クラス数		1	1	1	1	1	5	6	-1
治田幼稚園	教育標準時間課程				42	53	62	157	165	-8
	クラス数				2	2	2	6	6	0
大宝こども園	保育短時間課程				2	5	0	7		7
	教育標準時間課程				40	39	47	126	144	-18
	クラス数				2	2	2	6	6	0
大宝西幼稚園	教育標準時間課程				17	24	14	55	66	-11
	クラス数				1	1	1	3	3	0
グランマの家保育園	保育短・標準時間課程	3	15	15	17	17	13	80	80	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま保育園	保育短・標準時間課程	5	15	18	26	25	25	114	117	-3
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだまふれんど保育園	保育短・標準時間課程	7	20	23	26	26	27	129	127	2
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま乳児保育園	保育短・標準時間課程	4	9	9				22	21	1
	クラス数	1	1	1				3	3	0
治田西カナリヤ第三保育園	保育短・標準時間課程	4	12	12	16	14	10	68	64	4
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
大宝カナリヤ保育園 (こども園)	保育短・標準時間課程	7	18	22	24	30	23	124	119	5
	教育標準時間課程				5	3	1	9	6	3
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	7	-1
栗東くじら保育園	保育短・標準時間課程	9	18	17	28	25	27	124	127	-3
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
栗東くじら小規模保育園	保育短・標準時間課程	3	9	6				18	17	1
	クラス数	1	1	1				3	3	0
治田くじら小規模保育園	保育短・標準時間課程	3	10	6				19	16	3
	クラス数	1	1	1				3	3	0
HOPPA栗東下鈎	保育短・標準時間課程	5	19	18	25	24	20	111	111	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
HOPPA栗東駅前園	保育短・標準時間課程	3	9	9				21	18	3
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ももか保育園	保育短・標準時間課程	4	7	7	17	17	14	66	66	0
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
しもまがりゆずのき保育園	保育短・標準時間課程	8	21	20	24	24	23	120	118	2
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
なないろ保育園	保育短・標準時間課程	2	6	7				15	14	1
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～たかの～	保育短・標準時間課程	3	8	7				18	18	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～おがき～	保育短・標準時間課程	2	11	6				19	17	2
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ニチイキッズ栗東中沢保育園	保育短・標準時間課程	2	7	7				16	16	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
家庭的保育の家「ふわり」	保育短・標準時間課程		2	2				4	4	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
総合計(クラス数)	保育短・標準時間課程	19	24	24	18	15	16	116	123	-7
	教育標準時間課程				9	8	8	25	35	-10
	こども園	2	2	2	5	5	5	21	7	14
	計	21	26	26	32	28	29	162	165	-3

保育園児 合計		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年度	増減
	公立	9	102	126	194	194	170	795	795	0
	法人立	74	216	211	203	202	182	1,088	1,070	18
幼稚園児 合計										
	公立				209	222	273	704	781	-77
	法人立				5	3	1	9	6	3

